

姫路市教育委員会会議録（令和8年1月）

○ 日 時 令和8年1月22日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第48号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

議案第50号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

議案第51号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第52号 姫路市立高等学校職員の採用及び昇任に関する規程の一部を改正する規程の制定について

議案第53号 姫路市立学校校区審議会委員及び臨時委員の委嘱について

日程第4 報告

1 令和7年第4回市議会定例会での審議結果等について

2 令和8年度（令和9年）姫路市成人式典「はたちの集い」の開催場所について

3 いじめ重大事態の対応状況について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員

（事務局）平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、
角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、藤岡総務課長、
柳田教職員課長、中尾学校指導課長、儀武生涯学習課長、
福田幼保連携政策課長

（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により三木委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案の一括審議及び公開又は非公開の決定についてお諮りしたいと思います。

- まず、一括審議についてですが、議案第48号及び第51号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第48号及び第51号は一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第48号は、会議規則第15条第3号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第53号は同条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当し、議案第51号、報告事項の2及び3は、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

- また、議案第48号、第51号及び報告事項の2の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での報告が終了した後に公表したい

と考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 48 号、第 51 号、第 53 号、報告事項の 2 及び 3 は非公開と決定します。
- また、議案第 48 号、第 51 号及び報告事項の 2 の会議録につきましては、市議会での報告が終了した後に公表することと決定します。
- 会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 49 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 49 号について説明)
本件につきましては、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、報告し、承認を求めるものでございます。
「1 改正の理由」につきましては、姫路市立学校職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。
「2 改正の概要」でございますが、「(1)宿日直手当の支給額の引き上げ」でございまして、職員の宿直勤務又は日直勤務について、現行の 4,400 円から 4,700 円に変更するものでございます。
次に、「(2)学級担任等加算」でございますが、教員特別手当について、校務の種類に応じ、それぞれ定める額を加算するものでございます。校務の種類と金額としましては、高等学校の学級を担任する業務に 2,000 円、それ以外の校務に 1,000 円といたします。
次に、「(3)教員特別手当の一律支給分」でございますが、現行の額から 3 分の 1 相当を縮減いたします。
「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 1 月 1 日から施行としております。ただし、2 (1)宿日直手当の規定につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 49 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則の制定に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 49 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
議案第 50 号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 50 号について説明)
本件につきましては、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、報告し、承認を求めるものでございます。
「1 改正の理由」につきましては、姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。
「2 改正の概要」でございますが、幼児又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務等に従事した場合に支給する教員特殊業務手当について、8 時間程度従事した場合に支給していたものを、4 時間程度業務に従事した場合に支給するようにするものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 1 月 1 日からとしております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 50 号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 50 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
議案第 52 号 姫路市立高等学校職員の採用及び昇任に関する規程の一部を改正する規程の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 議案第 52 号について説明)

「1 改正の理由」につきましては、市立高等学校3校を1校に統合することにより、市立高等学校の校長は常に1人となりますが、校長に事故があるとき又は校長が欠けたとき、校長候補名簿登載者がおらず昇任させることができないときには、校長が不在となる事態が想定されます。このような事態に対処するため、臨時に採用を行う場合や、その他特別の事情がある場合に、公募によらない採用の選考を行うことができるようにしようとするものでございます。

「2 改正の概要」につきましては、まず、「公募以外の採用(第6条関係)」についてでございますが、現行では、採用の選考を行う場合、兵庫県公立学校教員採用候補者名簿登載者から採用する場合を除き、選考の対象となる職や志望者の資格等を公告その他適切な方法により告知しなければならないとされております。今回の改正では、この例外といたしまして、臨時に採用を行う場合や、その他特別の事情がある場合には、この告知を行わなくてもよいとするものでございます。

次に、「選考審議委員会の委員(第7条関係)」についてでございますが、これは、選考審議委員会の現在の運営の実情に合わせるための改正でございます。具体的には、委員から教育総務部長、総務課長及び人権教育課長の3名を除くとするものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令達の日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

第6条の「その他特別の事情がある場合」に該当するかどうかは、選考審議委員会において判断するのですか。

(答)

選考審議委員会を開催して、そこで判断します。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 52 号 姫路市立高等学校職員の採用及び昇任に関する規程の一部を改正する規程の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 52 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

報告事項の1 令和7年第4回市議会定例会での審議結果等について事務局からこの件について説明してください。

○ (総務課長 報告事項の1について説明)

「1 会期」は、令和7年11月26日から12月19日までの24日間で開催されました。

「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、全て原案のとおり同意又は可決されました。

なお、議案第150号及び第158号は、11月13日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたもの、議案第153号、第170号及び第171号は、12月18日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る臨時代理について承認をいただいたもの、でございます。

「3 質疑・質問」でございますが、12月4日、5日及び8日に14人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち教育委員会に対しては12人の議員から、15項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。

12月4日には、公明党の有馬剛朗議員、新生ひめじの杉本博昭議員、姫路無所属の会の神頭敬介議員、改革無所属の会の牧野圭輔議員から質疑・質問がありました。

有馬議員からは、「英語教育について」5点の質問がありました。このうち、『英語が好き』とを感じる児童・生徒を増やす取組」につきましては、児童生徒が、英語に慣れ親しみ、やりとりを楽しむことから始め、具体的なコミュニケーション場面におけるやりとりへとつなげていくことが重要であり、英語でのコミュニケーションを通して、英語を楽しみと実感する取組が必要である、と答弁いたしました。

杉本議員からは、「部活動の地域展開について」及び「姫路市における小中学校の適正規模・適正配置について」質問がありました。このうち、「スクールバスの導入」につきましては、まずは、学校の統合により通学距離や通学時間が大きく変わる事となる谷内小学校の児童を対象に、安全かつ確実に運行できるように実施したいと考えており、協議会においても同様の説明をしている。ただし、谷外小学校区でも遠距離を通学している児童もおり、谷内小学校の児童に対するスクールバス導入後の状況を踏まえ、今後の検討課題とし、また、将来的にコミュニティバスとしての活用を検討する場合は、都市局ともしっかりと情報共有しながら進めていきたい、と答弁いたしました。

神頭議員からは、「教育環境の未来」として3点の質問がありました。このうち「学習プラットフォームの活用状況」につきましては、これまで学習コンテンツの追加やイベントの充実を図ってきたが、生徒の多様なニーズに十分に答えられているかという課題が残っており、今後は、この学習プラットフォームの継続的な活用を促すために、生徒の思いや意見を丁寧に聞き取りながら、コンテンツの一層の充実を努めていきたい、と答弁いたしました。

牧野議員からは、「幼児教育・保育の無償化後の市立幼稚園等の課題について」質問がありました。「市立幼稚園の役割及びメリットとデメリット」につきましては、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育の推進や、地域における子育て支援、特別支援教育の充実、保幼小連携の推進などの面で、地域の就学前教育・保育施

設と小学校や地域をつなぐ役割を果たしてきたと評価しており、また、定期的に園庭開放や在宅幼児の施設体験等を実施し、地域内での幼児や保護者同士のつながりを創出するとともに、特別な配慮を必要とする幼児も含め、地域に住む全ての子供の居場所を確保する役割を担っていると考えている。メリットについては、幼稚園教育要領に基づく教育課程の編成と、小学校との連携の視点を意識した教育活動により、小学校への円滑な接続が行いやすい点で、デメリットについては、現在、各園の園児数は減少傾向にあり、集団での活動ができにくいなどの課題が生じていることも認識している、と答弁いたしました。

12月5日には、志政会の西村しのぶ議員、市民クラブの阿山正人議員、自由民主党の仁野央子議員、日本共産党議員団の小田響子議員から質疑・質問がありました。

西村議員からは、「姫路市における外国人住民との共生社会について」質問がありました。「教育支援」につきましては、外国籍児童生徒の在籍校へ加配教員や母語支援員を配置、派遣し、通訳や学習支援を行っている。外国籍児童生徒が年々増加し、その居住地域も散在化する傾向にあり、これまでの体制では、特に日本に来て間もない児童生徒に丁寧な支援を実施することが課題となっている。こうした課題に対応するため、今年度から、これらの児童生徒を対象に、学校生活を送る上で必要となる言語や習慣を集中的に学ぶ「拠点型初期日本語指導教室」を、総合教育センターで実施している。今後も、必要な支援の充実に努めていきたい、と答弁いたしました。

阿山議員からは、「部活動の地域展開（姫カツ）について」及び「姫路市公共施設等総合管理計画について」質問がありました。このうち、姫カツクラブの「財源確保」につきましては、令和8年度の実施に向け、少人数クラブや競技特性に応じた支援を行い、安定的な活動体制を構築するほか、施設面についても、子供たちの安全確保に直結する環境整備を優先事項として、必要な予算の確保に努める。また、基金の設置については、国が進めている都道府県単位での設置検討の動向を注視する。あわせて、企業版ふるさと納税の活用など、民間の力を活用した多様な財源確保についても、より一層、取組を強化していきたい、と答弁いたしました。

仁野議員からは、「陰謀論時代のリテラシー向上策について」質問がありました。「情報・メディアリテラシー向上策」につきましては、教育委員会が行うネットトラブル対策講座を、PTA等からの依頼に応じて地域住民を対象とした講演会の実施実績もある、と答弁いたしました。

小田議員からは、「子育てしやすいまちづくりを」について質問がありました。「学校給食費の無償化を」につきましては、新聞等で報道されているものの、国からの正式な通知はまだ出ておらず、引き続き無償化に向けた国の動向を注視し、予算編成の中で対応していく。また、本市では学校給食法に基づき、食材費は保護者等に原則負担いただくものとしており、本市として中学校の給食費無償化を独自に実施することは考えていない、と答弁いたしました。

12月8日には、公明党の前川藤枝議員、日本維新の会の大西陽介議員、改革

無所属の会の塚本進介議員、市民クラブの蔭山敏明議員から質疑・質問がありました。

前川議員からは、「中学校部活動の地域展開（姫カツ）について」4点の質問がありました。このうち、「希望する部活の対応」につきましては、参加者の移動の負担を少なくし、居住地域の近くで、子供たちが希望する活動に参加できるためにも、より多くの活動拠点を確保できるよう、姫カツクラブと姫カツ連携活動の団体・指導者の募集を継続していく。また、中山間地域などの公共交通空白地帯においては、現在、スクールバスを活用した送迎の実証事業を行っており、利用状況等を踏まえて来年度以降の継続を検討していく、と答弁いたしました。

大西議員からは、「姫路市医師会看護専門学校のあり方について」質問がありました。「姫路市立高校の新校舎建設予定地である市場跡地に現在の看護専門学校を移転、若しくは、姫路市立高校に看護系の学科などを設置してはどうか」との質問に対し、令和8年4月に開校する姫路市立高等学校では、全日制普通科単位制の学校として、多様な進路等に沿ったカリキュラムを展開する。現在の市立高校の生徒には、医療、看護系の大学等を希望する生徒も一定数いることから、新高校のカリキュラムでは、そうした進路に進みやすい選択科目も設定しており、その中で、例えば、医療従事者の方にご協力いただき現場の話を聞くなど、生徒たちが具体的に将来をイメージできる授業内容にしていきたいと考えている。地域の医療を担う未来人材育成の観点も踏まえ、生徒一人一人の進路を支えていきたい、と答弁いたしました。

塚本議員からは、「地域とともに育てる新しい学校モデルについて」質問がありました。「姫路の教育環境が迎える転換点と『学びのまち』の再構築」につきましては、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、本市の教育環境もそれに適応したものとしていく必要があると認識している。その中で市長部局とも連携しながら、社会の変化や個に合わせた教育環境の充実を図っていくと、答弁いたしました。

蔭山議員からは「教育行政について」及び「文化施策について」質問がありました。このうち、カリキュラムの「『余白』時間の考え方」につきましては、次期学校指導要領に向けた国の方向性の一つとして、「裁量的な時間」を活用した個別指導などをはじめ、柔軟な教育課程による学校現場への「余白」の創出が示されたことは重要であると考えており、教師の負担感を減らし、時間的余裕が生まれることで、より豊かな学びが実現できるよう情報提供や助言を行っていくと、答弁いたしました。

次に、「4 文教・子育て委員会について」でございますが、12月10日及び16日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。

主な審議内容といたしましては、委員長口頭報告事項のとおり、姫路市青少年センター条例を廃止する条例に関して、市民会館の廃止に併せて青少年センターを廃止するのはやむを得ないものの、家庭や学校以外で若者が安全で安心して過ごすことのできる居場所を確保することは重要な課題であることから他都市の先進的な事例を研究しつつ、前向きに検討されたい。姫路市立学校施設包括管理

業務委託契約の締結に関して、本市における学校園の維持管理方法が大きく切り替わることから、本業務委託を円滑に開始できるよう、各学校園に対して今後の事務手続の変更について丁寧に説明するとともに、受託者としっかりと連携し、学校園の効率的な維持管理に努められたい。との意見がございました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
議案第48号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
及び
議案第51号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
を一括審議します。
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (幼保連携政策課長 議案第48号及び第51条について説明)
議案第48号及び議案第51号については、改正内容が同一であることから、2件を続けてご説明いたします。
まず、姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定につきまして、「1 改正の理由」でございますが、令和6年6月に策定した「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)」に基づき、市立就学前施設の統合再編を行うため、谷外幼稚園を廃止するものでございます。
次に、「2 改正の概要」でございますが、別表第2のうち、「姫路市立谷外幼稚園」を削ります。
「3 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。
続きまして、姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定につきまして、「1 改正の理由」は、先の「姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について」と同じく、市立就学前施設の統合再編による谷外幼稚園の廃止でございます。
「2 改正の概要」は、別表第1から「谷外幼稚園」を削ります。
「3 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第48号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
及び
議案第51号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 48 号及び第 51 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の 2 令和 8 年度（令和 9 年）姫路市成人式典「はたちの集い」の開催場所について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ （生涯学習課長 報告事項の 2 について説明）
「1 会場」でございますが、令和 8 年 10 月にオープンする姫路市立ひめじスーパーアリーナとするものでございます。
「2 変更理由」でございますが、はたちの集いの開催趣旨の一つが、ふるさと姫路への愛着を深めるというものであります。令和 8 年 10 月 1 日に供用開始となる当該施設は本市を代表するスポーツ施設であり、アリーナでは今後コンサート等の開催も予定していることから、はたちの節目を迎える若者に周知する契機にしたいと考えております。また、令和 8 年 3 月に手柄山平和公園駅が開業することから、駅直結の当該施設で実施することが参加者の利便性向上にもつながると考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の 2 についてはこれです承りたいと思います。

教育長

○ 次に、日程第 5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、2 月 12 日木曜日の午後 2 時に開催していただきたいと思えます。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、2 月 12 日木曜日の午後 2 時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については 2 月 12 日木曜日の午後 2 時に開催することといたします。

教育長

- 以上で、本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 15 時 35 分)